

# 《二ツ星と三ツ星に限り降格制度を導入》

## 認定の取消し条件の見直しについて

平成27年9月16日 公益社団法人日本バス協会

平成27年9月15日に開催された「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において、二ツ星と三ツ星事業者について、「重傷者を生じた事故」が発生した場合、再評価を行った上で認定種別の降格を行う事が決定しました。

### I. 見直しの概要

#### (1) 二ツ星、三ツ星認定事業者に限り「重傷者を生じた事故」が5人未満の場合再評価する

平成27年度版「申請案内書」8頁に記載されている「認定の取消し条件」の「ウ」に該当する「重傷者を生じた事故」について、二ツ星、三ツ星認定事業者に限り「**重傷者を生じた事故が5人未満**」の場合は再評価を新たに設置する。

#### 取消基準

ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合。

#### 5人未満の重傷事故

◆二ツ星、三ツ星認定事業者に限り「**重傷者を生じた事故が5人未満**」の場合は再評価をする。

#### (2) 二ツ星、三ツ星認定事業者降格制度の導入

二ツ星、三ツ星認定事業者に限り、「**重傷者を生じた事故が5人未満**」に該当する事故が発生した場合、「**再評価**」を行った上で認定種別の降格を行う。

#### 【再評価の方法】

- ① 訪問審査(現地調査)を実施し、安全に対する取組み状況の確認を行う。  
※審査の結果によっては点数を減点する場合も有る。(審査項目は別項1参照)
- ② 再評価減点として5点減点、「事故の実績(配点10点)」を0点として得点を計算し直す。  
よって、現取得点数から15点を減点した点数を新取得点数の基準値とする。  
また、訪問審査により定められた審査項目を満たさない場合、基準値から減点数を引いた値が新得点数となり認定種別の基準とする。
- ③ 再評価の対象事業者は少なくともワンランク降格をする。
- ④ 60点未満の場合は認定取消となり、事故の発生日から1年間は申請資格が剥奪される。
- ⑤ 再評価制度を活用できるのは、有効期間内に1回限りとする。

※再評価のパターンについては別項2参照

### II. 注意事項

今回の見直しは「一ツ星事業者」には該当しない。

### III. 実施日

平成27年9月16日以降に生じた「重傷者を生じた事故」からとする。

### 【別項1】訪問審査(現地調査)項目

- ①訪問審査は安全に係る審査とし審査員2名で実施する。但し、1名は公益社団法人日本バス協会員とする。
- ②審査項目は「安全に係る項目」としチェック項目にしたがい10点満点で評価する。
- ③審査項目の概要

審査項目	審査の視点要約	評価
1. 疲労回復	・休憩仮眠施設が有効に活用できる状態か。	1点
2. 法令遵守	・過労運転防止を考慮した勤務時間・乗務時間か。 ・交替運転者の配置基準を遵守しているか。 ・休息期間が確保されているか。	3点
3. 安全運行の指示伝達	・点呼を確実に実施しその記録は適正か。 ・径路状況、気象状況、必要な指示伝達をしているか。	2点
4. 乗務員教育	・年間教育計画を作成し実施しているか。 ・運転技術の向上、関係法令遵守の教育をしているか。	2点
5. 運輸安全マネジメント	・輸送の安全に関する基本方針を周知しているか。 ・発生させた事故の再発防止策を作成・周知しているか。	2点

### 【別項2】再評価のパターン

#### (1)三ツ星の場合

★★★ 得点95点	→	訪問審査 減点無し	→	再評価 ▲15点 得点80点	→	★★ 再評価結果 得点80点	得点が80点以上だがワンランク降格のため二ツ星
★★★ 得点85点	→	訪問審査 減点2点 得点83点	→	再評価 ▲15点 得点68点	→	★ 再評価結果 得点68点	得点が80点以下のため一ツ星
★★★ 得点80点	→	訪問審査 減点6点 得点74点	→	再評価 ▲15点 得点59点	→	再評価結果 認定無し 得点59点	認定基準60点に達せず認定無し

#### (2)二ツ星の場合

★★ 得点95点	→	訪問審査 減点無し	→	再評価 ▲15点 得点80点	→	★ 再評価結果 得点80点	得点が80点以上だがワンランク降格のため一ツ星
★★ 得点85点	→	訪問審査 減点2点 得点83点	→	再評価 ▲15点 得点68点	→	★ 再評価結果 得点68点	得点が80点以下のため一ツ星
★★ 得点80点	→	訪問審査 減点6点 得点74点	→	再評価 ▲15点 得点59点	→	再評価結果 認定無し 得点59点	認定基準60点に達せず認定無し

以 上